

津島市小児慢性特定疾病児童等医療費支給条例

(趣旨)

第1条 この条例は、小児慢性特定疾病児童等の福祉の増進を図るため、小児慢性特定疾病児童等の医療費の支給について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「小児慢性特定疾病児童等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者（以下「被保険者等」という。）である者

2 この条例において「保護者」とは、小児慢性特定疾病児童等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該小児慢性特定疾病児童等を現に監護するもの（小児慢性特定疾病児童等を現に監護する者が2人以上あるときは、そのうち小児慢性特定疾病児童等の生計を維持する程度の高いもの）をいう。

(病院等に入院等をしている小児慢性特定疾病児童等の特例)

第3条 国民健康保険法第116条の2第1項各号に掲げる病院、診療所、施設又は住居（以下この条において「病院等」という。）に、入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、市外に住所を変更したと認められる者については、前条第1項の規定にかかわらず、小児慢性特定疾病児童等とする。

2 病院等に入院等をしたことにより、市内に住所を変更したと認められる者については、前条第1項の規定にかかわらず、小児慢性特定疾病児童等としない。ただし、入院等をする前に住所を有していたと認められる市町村からこの条例と同等な医療に関する給付を受けることができない等特別の事情があると市長が認める者については、この限りでない。

(受給資格者)

第4条 この条例により小児慢性特定疾病児童等の医療費の支給を受けられることができる者（以下「受給資格者」という。）は、児童福祉法第19条の3第3項に規定する医療費支給認定を受けた小児

慢性特定疾病児童等の保護者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、法令又は他の条例の規定により、この条例と同等な医療に関する給付を受けることができる者は、受給資格者としな

(支給の範囲)

第5条 市長は、小児慢性特定疾病児童等の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付（児童福祉法第19条の3第6項に規定する医療費支給認定の有効期間内に行われた給付に限る。）が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を小児慢性特定疾病児童等医療費（以下「医療費」という。）として支給する。

- 2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(支給の方法)

第6条 市長は、小児慢性特定疾病児童等が医療機関等から医療を受けたときは、当該小児慢性特定疾病児童等に係る受給資格者からの申請に基づき、当該受給資格者に対し、医療費を支給するものとする。

(報告)

第7条 市長は、医療費の支給に関し、必要があると認めるときは、医療費の支給を受け、又は受けようとする者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(損害賠償との調整)

第8条 市長は、受給資格者が医療費の支給事由と同一の事由について損害賠償を受けたときは、その額の限度において、医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の支給を受けた者がいるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第10条 医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、医療費の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年8月1日から施行し、同日以後に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給について適用する。